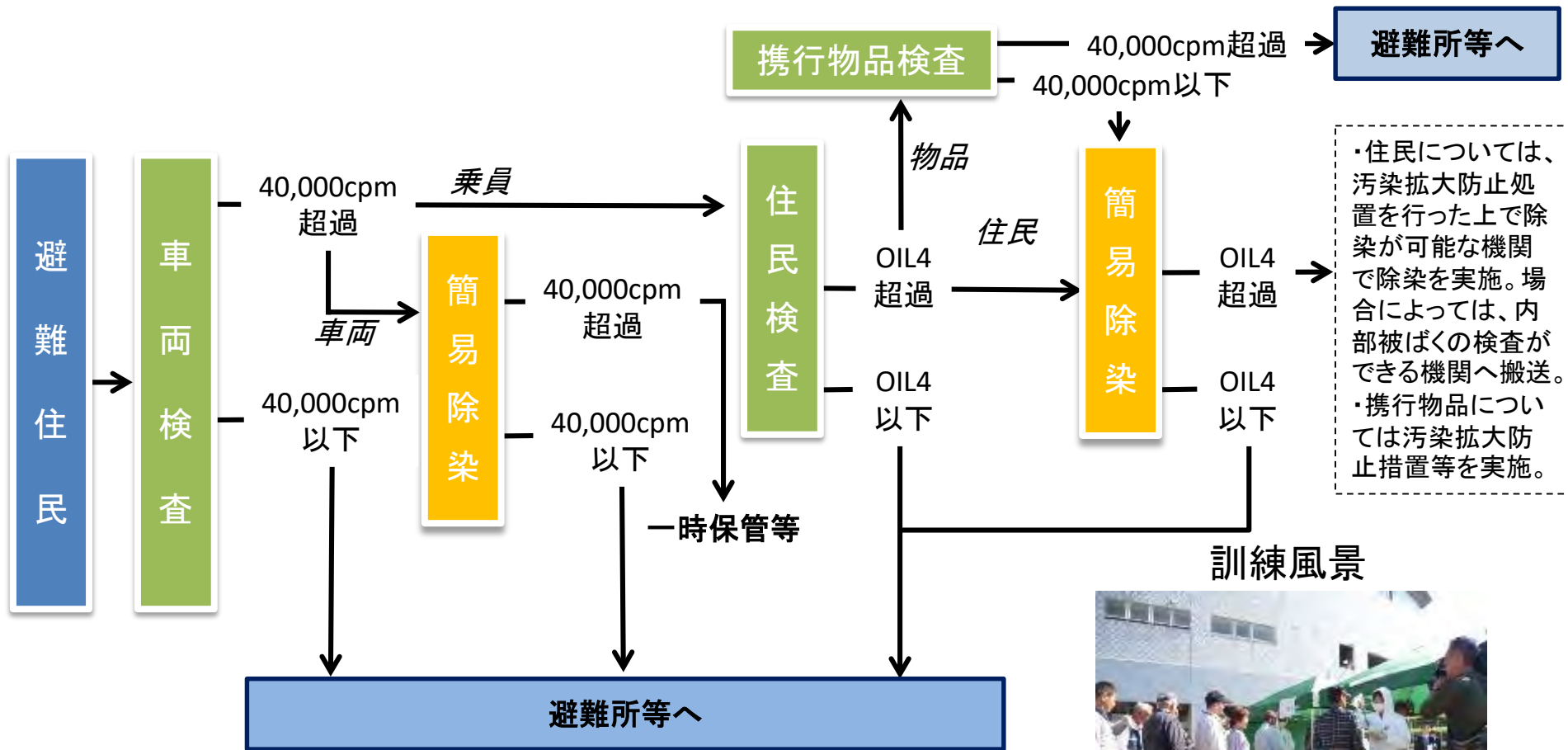


# 避難退域時検査場所における活動基本加-

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。

※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。



# 被ばく医療体制

➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状況に応じて、初期・二次・三次の医療体制により、適切に対応。

## 初期被ばく医療

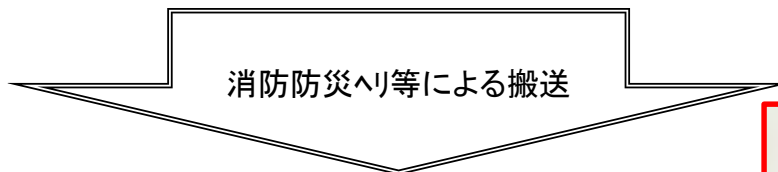
- ①避難退域時検査
- ②ふき取り等の簡易な除染
- ③軽度の外傷等の治療
- ④健康相談 等



## 二次被ばく医療 【一次除染で十分除染できない場合等に実施】

- ①シャワー等を用いた除染
- ②ホールボディカウンタ等による内部被ばく評価
- ③被ばく患者の診療、応急医療措置 等

二次被ばく医療で対応できない場合は、三次被ばく医療機関へ搬送



## 三次被ばく医療 【広島大学(、放射線医学総合研究所)で実施】

- ①高度専門的な線量評価
- ②高度な専門的除染 等

高度かつ専門的な被ばく医療

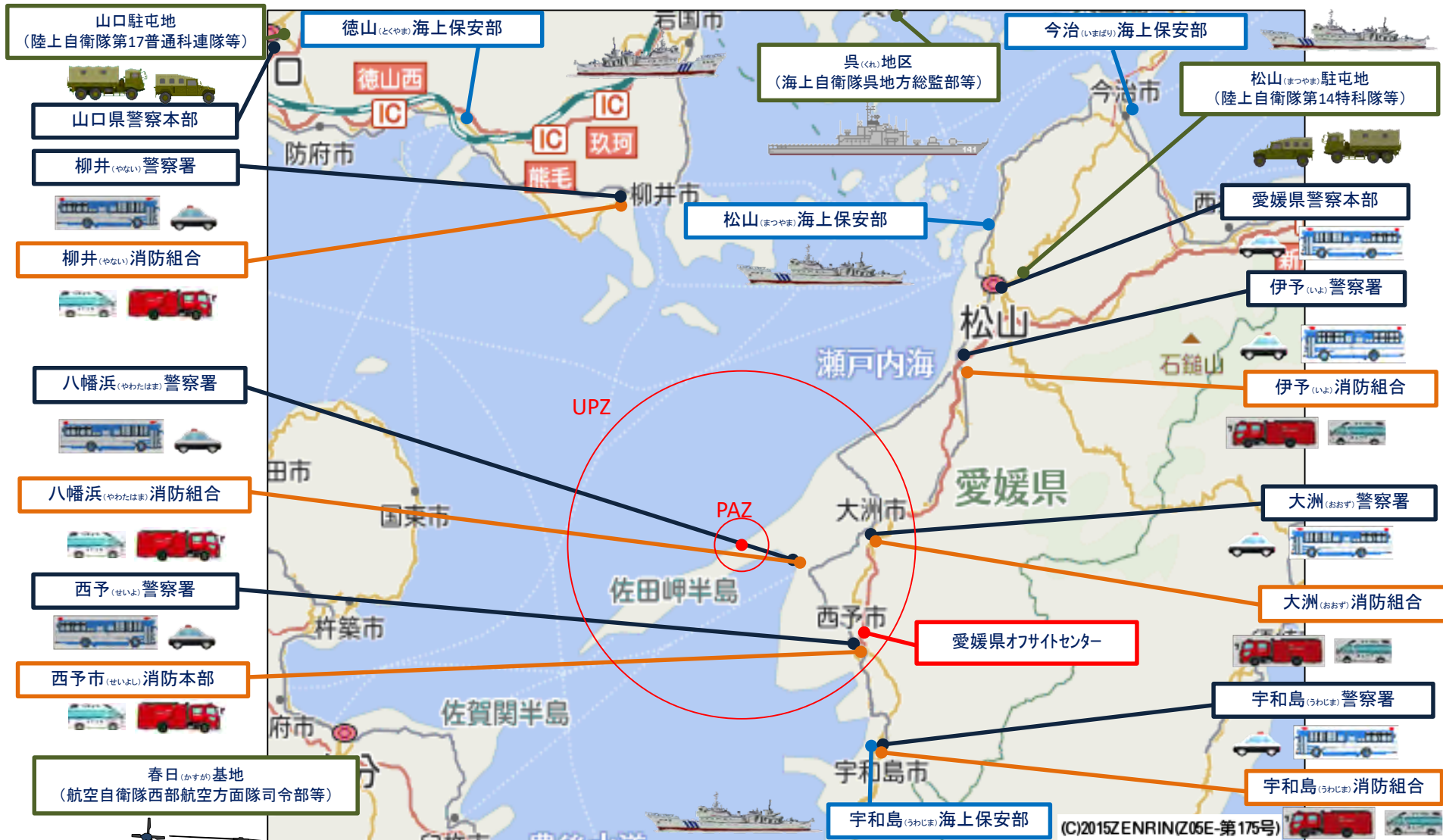


※平成27年8月の原子力災害対策指針改正を踏まえ、今後計画的に体制を強化していく。

# 10. 国の実動組織の支援体制

# 伊方地域周辺の主な実動組織の所在状況

➤ 不測の事態の場合は、愛媛県、山口県及び関係市町からの要請により、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)による各種支援を必要に応じて実施。



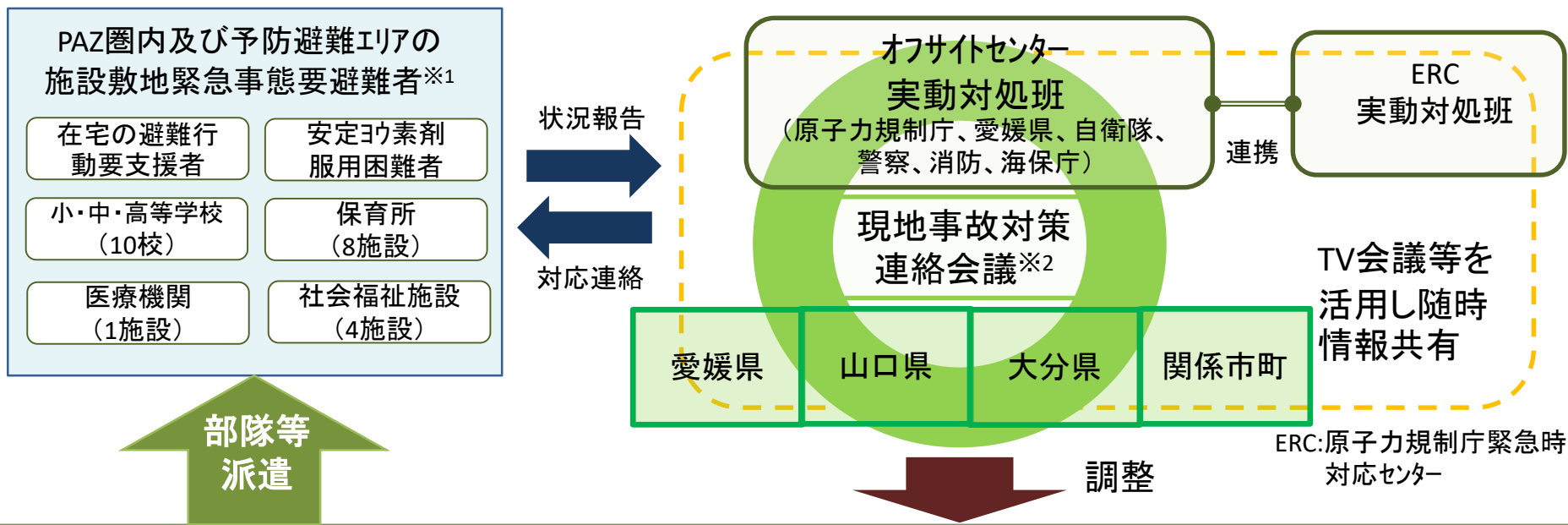
- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、愛媛県、山口県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)による支援を実施。



# 施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制

➤ 施設敷地緊急事態の時点でPAZ圏内及び予防避難エリアの施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、地方公共団体で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置（対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ）。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。

※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施  
→ 不測の事態における愛媛県、山口県、関係市町からの各種支援の要請に対し、実動組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）が連携のうえ、迅速な対応体制を構築



**<自衛隊>**  
陸上自衛隊中部方面隊  
海上自衛隊呉地方総監部  
航空自衛隊西部航空方面隊

**<警察>**  
愛媛県警察  
山口県警察  
四国管区警察局  
中国管区警察局

**<消防>**  
八幡浜地区施設事務組合消防本部  
その他関係市町管轄消防機関

**<海保庁>**  
松山海上保安部  
徳山海上保安部  
今治海上保安部  
宇和島海上保安部  
第六管区海上保安本部

※1 全面緊急事態においては、PAZ圏内及び予防避難エリアの一般住民、OILによる防護措置実施時にはUPZ圏内のうち対象地域の住民等を対象

※2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有

# 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

➤ 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、愛媛県、山口県及び関係市町からの要請により、実動組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）による各種支援を必要に応じて実施（放射性物質の放出量が少ないケースについては、無理な避難を行わず、自宅等への屋内退避も活用）。



避難先又は陸路で避難可能な場所までヘリコプターにより避難

自治体等と連携の上、通行不能となった道路への他の車両の流入防止

船舶による避難

- (凡例)
- 避難誘導・交通規制用
  - 自動制御告知板
  - :ヘリポート適地
  - :港湾